

小鹿野警察署
所在地
TEL 0494-75-0110



地域安心安全だより

知らない番号でも企業の発信元がひと目でわかる!

詐欺対策 by NTTタウンページ

「詐欺対策 by NTTタウンページ」アプリ4つの特長

<p>特長1 要注意番号リスト内の番号の場合</p> <p>「要注意番号」は発信時^{※1}に遮断または警告!^{※2}</p> <p>※1 発信元が電話番号 ※2 発信元が電話番号</p>	<p>特長2 タウンページの登録事業者の場合</p> <p>全国約500万件^{※3}の企業名称を表示!</p> <p>※3 電話番号が電話番号</p>
<p>特長3 警察庁から提供される最新の防犯情報を通知</p>	<p>特長4 電話に出る前、かける前に知らない番号を検索できる</p> <p>※4 電話番号が電話番号</p>



iPhoneの方
App Store からダウンロード

Androidの方
Google Play でインストール

まずはアプリをダウンロード!
詐欺対策 タウンページ 検索

特殊詐欺被害予防アプリの登場!

犯罪に使われている電話番号から詐欺の電話が来ると...

警告表示・遮断

されて、更に警察庁から発信される

最新の防犯情報

も受け取ることができる最新防犯アプリです!

↓↓是非、この際にダウンロードを!↓↓

詐欺対策 タウンページ

iPhoneの方

App Store
からダウンロード



Androidの方

Google Play
で手に入れよう



山岳遭難に注意

ゴールデンウィーク期間中に登山をする方は、登山届を必ず提出し、念入りな計画と自身の体力に見合った登山を心掛け山岳遭難に注意しましょう!!



悪質な訪問業者に注意!!

このような言動には注意!!

○悪質なりフォーム事犯

- ・無料で点検します
- ・屋根瓦がずれている、外壁が壊れそう
- ・今すぐ修理が必要です

○悪質な訪問購入事犯

- ・不要品を買い取ります
- ・貴金属も見せてください



突然の訪問を受けたときは、

- ・安易に自宅に入れない
 - ・その場で点検させない、契約しない
- ように注意してください。

けいさつ総合相談センター 9110
消費者ホットライン 188

令和8年小鹿野警察署管内

交通事故情勢

物損事故 52件

人身事故 5件

※ 令和8年4月15日時点の暫定値

小鹿野警察署管内死亡事故ゼロ

5302日!! 継続中

※ 令和8年4月15日地点

小鹿野警察署ホームページ



<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenke/kesatsusho/ogano/>



自転車ルールワンポイント

★今回は通行区分違反の使用について★

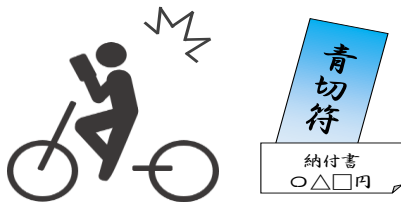


2026年4月1日から **自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」導入!**

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）	3,000円

Check!! チェック!!

- 検挙後の手続きが大きく変わる!
 - 自転車の基本的なルールに変更なし!
 - 大切なのは…
- 基本的な交通ルール遵守・ヘルメット着用!



対象 16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし



- ◆ “知らなかった”では済まされない!
- ◆ しっかり学ぼう。自転車ルール!

埼玉県警察

ア 自転車で車道を通行するときのルール

(ア) 車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。原則として、歩道又は路側帯*と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません（法第17条第1項）。

これに違反すると、**通行区分違反（反則行為）**として、反則金（6,000円）の対象となります。

* 路側帯とは、歩道のない道路にある、歩行者が通行するために、道路の側端に白線で区画された場所です。

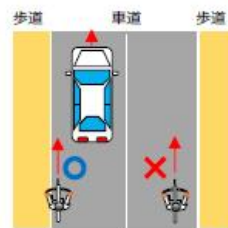


路側帯

(イ) 左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません（法第17条第4項、第18条第1項）。

自転車の右側通行は、逆走となり、**通行区分違反（反則行為）**として、反則金（6,000円）の対象となります。



逆走はなぜ危険?

- 逆走（自転車で道路の右側を通行すること）は、
 - ・ 駐車車両等の障害物があるときや、見通しの悪いカーブで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険がある
 - ・ 自転車が車道の右側を通行していると、交差点で自転車が自動車の左方から飛び出してきたときに、自動車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない

といったことから、大変危険です。

右側通行は危険

